

報告第8号

令和7年度西海市下水道事業会計補正予算（第2号）の専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和8年5月11日

西海市長 瀬川 光之

令和7年度 西海市下水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和7年度西海市下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（企業債の補正）

第2条 令和7年度西海市下水道事業会計予算第6条に定めた企業債の利率を次のように改める。

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業債	千円 35,000	1. 借入先 財務省、地方公共団体金融機構、銀行等  2. 借入方法 証書借入又は証券発行	年利4.0%以内  （ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入時期から40年以内（うち据置期間5年以内）において元利均等又は元金均等などの償還の方法による。  ただし、企業財政の都合により、繰上償還をし、又は償還年限を短縮し、若しくは借換をすることができる。	千円  （補正前に同じ）	（補正前に同じ）	年利6.0%以内  （ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	（補正前に同じ）
観光その他事業債	86,200	3. 借入時期 令和7年度。ただし、工事その他の都合により、その全部又は一部を翌年度に繰延べ借り入れすることができる。			（補正前に同じ）			

令和8年3月31日 専決

西海市長 瀬川 光之